

下水道管路更生管理技士資格制度規定

第1章 総則

第1条（目的）

一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会（以下「当協会」）は、管路更生工事の施工における技術の向上、品質の確保を目的として、更生管の設計、施工、品質管理等に関する試験を実施し、管路更生工事業務において監理技術者または、主任技術者として管路更生に関する施工計画を作成し、現場における工程管理、安全管理など管路更生工事に必要な管理などを行う者に対して、「下水道管路更生管理技士」の資格を認定する。

第2条（認定）

資格の認定は、当協会が行う。

第3条（実施組織）

当協会は、第1条の目的を達成するための組織として、会長のもとに資格試験委員会を置く。資格試験委員会の運用に関する細目は、別に定める細則による。

第4条（認定の方法）

当協会会長は、第2章に定める資格試験の合格証と第3章に定める管路更生工法の技術研修の修了証を提示し、当協会に登録した者に対し下水道管路更生管理技士としての知識、技術を備えた者として、その資格を認定する。

第5条（資格取得者）

下水道管路更生管理技士資格を取得した者は、管路更生工事業務において監理技術者または、主任技術者として管路更生に関する施工計画を作成し、現場における工程管理、安全管理など工事施工に必要な技術上の管理などを行うとともに、更生管の設計、施工、品質管理等に関して指導的役割を担う。

第2章 資格試験

第6条（資格試験の方法）

資格試験の方法は筆記試験とし、毎年4回実施する。

第7条（資格試験の内容）

資格試験の内容は、更生管の設計、施工に関する技術、品質管理等の専門知識を問い、次のテキストおよび各種基準、法令から出題する。

- | | |
|------------|-----------------------------|
| (1) テキスト | 下水道管路更生管理技士必修テキスト |
| (2) 諸規格、基準 | 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案) |
| (3) 関連法令 | 建設業法 (昭和24年 法律第100号) |
| | 労働基準法 (昭和22年 法律第49号) |
| | 労働安全衛生法 (昭和47年 法律第57号) |
| | 河川法 (昭和39年 法律第167号) |
| | 下水道法 (昭和33年 法律第79号) |
| | 道路法 (昭和27年 法律第180号) |
| | 道路交通法 (昭和35年 法律第105号) |
| | 道路運送車輛法 (昭和26年 法律第186号) |
| | 火薬類取締法 (昭和25年 法律第149号) |
| | 消防法 (昭和23年 法律第186号) |

第8条（受験資格）

受験者は、次の条件を満たしている者とする。

- (1) 対象資格保有者又は実務経験を有する者

対象となる資格

一級土木施工管理技士

一級建設機械施工技士

技術士 (該当する技術部門は別に定める細則による。)

二級土木施工管理技士 (該当する工事の種別は別に定める細則による。)

二級建設機械施工技士 (該当する工事の種別は別に定める細則による。)

実務経験の場合

土木工事10年以上で且つ2件以上の管路更生工事の実務経験者

(所属する会社による実務経験証明による。)

第9条（受験申込）

当協会は、予め季刊誌管路更生および当協会のホームページにて、資格試験に関する実施案内を掲載する。

受験者は、所定の期日までに必要事項を記入した受験申込書を当協会へ送付するとともに受験手数料を納付する。

第10条（受験手数料）

受験手数料は、別に定める細則による。

第11条（合格者の決定）

合格者の決定は、資格試験委員会において審議の後、委員長が決定し、会長の承認を得る。
合格、不合格の結果は、各受験者に通知するとともに合格者には合格者証を送付する。
また、合格者の氏名は季刊誌管路更生および当協会のホームページに掲載する。

第12条（合格者証の有効期間）

合格者証の有効期間は無期限とする。

第3章 管路更生工法技術研修

第13条（技術研修）

当協会で開催する管路更生工法技術研修を受講し修了試験に合格しなければならない。

第14条（技術研修の免除）

当協会の資格試験委員会が認定した管路更生工法の技術研修を受講し、当該工法の研修を修了した者は第13条の技術研修を免除することができる。

認定工法は、別に定める細目による。

第4章 資格者証

第15条（資格者証）

資格者証は資格者の情報として下記の項目を明記する。

表面の記載項目

- (1) 登録番号
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 会社名
- (5) 発行日
- (6) 有効期限
- (7) 写真（発行日以前3カ月以内に撮影したもの）

内面の記載項目

- (1) 管路更生工法名称（第13条に定める管路更生工法技術研修を修了した記載、又は第14条に定める当該工法の技術研修を修了した工法の名称）
- (2) 技術研修修了日
- (3) 有効期限（第13条に定める管路更生工法技術研修の有効期限、又は第14条に定める当該工法の技術研修を修了した工法の有効期限）

(4) 工事における技術者の位置付けの記載

(本記載は第22条に定める要件に従い監理技術者又は主任技術者を記載する。)

第16条 (資格者証の発行)

資格者証の発行は、資格試験合格証および管路更生工法技術研修修了証を当協会に提示し、所定の期日までに当協会が登録手数料を受領した後、発行する。

第17条 (登録手数料)

登録手数料は、別に定める細則による。

第18条 (有効期限)

資格者証の有効期限は第15条における発行日より5年目の日を含む年度の末日までとする。

第19条 (更新)

資格者証の更新は、有効期限を迎える下水道管路更生管理技士の資格者証と、当協会が主催する更新講習の受講修了証と、有効期限内に受講した更新のための管路更生工法技術研修の修了証を提示した者に対し承認する。

第20条 (更新手数料)

更新手数料は、別に定める細則による。

第21条 (資格者証の取り消し)

不正行為、重大な過失、不正使用があった場合は、資格者証を取り消す。

第5章 資格者証の運用

第22条 (工事における技術者の位置付けの明示)

本資格は、下水道管路更生工事において監理の役割を担う者を対象とする資格である。対象となる工事が建設業法で定める指定建設業7業種の内、土木一式工事に属しているため、本資格が国家資格となるまでの期間は、土木一式工事において監理技術者又は主任技術者に相当する資格と合わせて発注者に提示し、対象工事における技術者としての位置付けを明示しなければならない。

本資格証においては、工事における技術者の位置付けを「監理技術者」又は「主任技術者」として明記する。

各記載の要件として次に定める。

(1) 監理技術者記載の要件

監理技術者に相当する資格保有者で且つ監理技術者資格者証を保有する者

一級土木施工管理技士

一級建設機械施工技士

技術士

(該当する技術部門は別に定める細則による。)

(2) 主任技術者記載の要件

主任技術者に相当する資格保有者又は実務経験者

二級土木施工管理技士 (該当する工事の種別は別に定める細則による。)

二級建設機械施工技士 (該当する工事の種別は別に定める細則による。)

土木工事10年以上で且つ2件以上の管路更生工事の実務経験者

(所属する会社による実務経験の証明による。)

附 則

第1項 本規定は平成28年度より適用する。

平成27年12月9日 制定

平成28年3月23日 改訂 (受験資格) 対象資格を追加、(2) 削除